委 任 状（マンション管理組合の総会用）

令和　年　月　日

マンション管理組合　理事長　殿

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、次の総会における議決権の行使を委任します。代理人は、下の「議案ごとの指示」に従って議決権を行使します。この委任は、この総会（継続会を含む。）に限ります。

総　会：　　マンション管理組合の　☐ 通常総会　☐ 臨時総会

開催日：令和　　年　　月　　日

【代理人】（どちらか一つに印を付けてください）

☐ 次の人に委任します

氏名：　　住所：

委任者との関係：☐ 配偶者　☐ 一親等の親族　☐ 同居の親族　☐ 他の組合員（　　号室）　☐ 国内管理人

☐ 総会の議長に委任します

【議案ごとの指示】（議案は招集の通知のとおりに書く）

議案番号	議案	指示
第 1 号議案		☐ 賛成　☐ 反対　☐ 代理人に任せる
第 2 号議案		☐ 賛成　☐ 反対　☐ 代理人に任せる
第 3 号議案		☐ 賛成　☐ 反対　☐ 代理人に任せる
第 4 号議案		☐ 賛成　☐ 反対　☐ 代理人に任せる
第 5 号議案		☐ 賛成　☐ 反対　☐ 代理人に任せる

印の無い議案と、総会の場で出た修正案・動議は、代理人の判断に任せます。

【委任者（組合員）】

部屋番号：　　号室

氏　名：　　㊞

住　所（部屋と違う場合）：

連絡先（電話）：

※ 代理人に頼める人は、マンションの管理規約で決まっています。国土交通省のマンション標準管理規約（単棟型・令和 7 年 10 月改正）第 46 条第 5 項は、組合員の配偶者（事実婚を含む）または一親等の親族、組合員の住戸に同居する親族、他の組合員、国内管理人（海外に住む区分所有者が選んだ管理人。区分所有法第 6 条の 2）に限っています。自分のマンションの規約で確かめてください。議長に任せる場合も同じです。

※ 代理人の欄を空けたまま出さないでください。任せる人がいないときは、委任状ではなく議決権行使書で、議案ごとの賛否を自分で出してください（同規約 第 46 条関係コメント⑦）。

※ 書面や代理人で議決権を行使した区分所有者は、総会に出席した区分所有者の数に入ります（区分所有法第 39 条第 2 項）。

※ 押印が要るか、いつまでに誰に出すかは、総会の招集の通知と管理組合の案内に従ってください。

委 任 状（自治会・NPO 法人など団体の総会用）

令和　年　月　日

（団体名）　　（会長・理事長）　　殿

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、次の総会での議決権（表決）の行使を委任します。代理人は、下の「議案ごとの指示」に従って行使します。この委任は、この総会（継続会を含む。）に限ります。

総　会：（団体名）　　の　☐ 定期総会　☐ 臨時総会

開催日：令和　　年　　月　　日

【代理人】（どちらか一つに印を付けてください）

☐ 次の人に委任します

氏名：　　住所：

委任者との関係：☐ 同じ世帯の家族　☐ 他の会員（社員）　☐ その他（　　）

☐ 総会の議長に委任します

【議案ごとの指示】（議案は招集の通知のとおりに書く）

議案番号	議案	指示
第 1 号議案		☐ 賛成　☐ 反対　☐ 代理人に任せる
第 2 号議案		☐ 賛成　☐ 反対　☐ 代理人に任せる
第 3 号議案		☐ 賛成　☐ 反対　☐ 代理人に任せる
第 4 号議案		☐ 賛成　☐ 反対　☐ 代理人に任せる
第 5 号議案		☐ 賛成　☐ 反対　☐ 代理人に任せる

印の無い議案と、総会の場で出た修正案・動議は、代理人の判断に任せます。

【委任者（会員・社員）】

住　所：

氏　名：　　㊞

会員番号・班など：

連絡先（電話）：

※ 代理人に頼める人・委任状の出し方は、会則・規約（NPO 法人は定款）に定めがあればそれに従ってください。
※ NPO 法人では、総会に出ない社員は書面または代理人で表決できます（特定非営利活動促進法第 14 条の 7 第 2 項）。定款に別の定めがあるときは、この規定は適用されず定款に従います（同条第 4 項）。
※ 代理人の欄を空けたまま出さないでください。任せる人がいないときは、書面による表決（議決権行使書）が使えるかを団体に確かめてください。
※ 押印が要るか、いつまでに誰に出すかは、総会の案内に従ってください。